座談会 「IASB の概念フレームワーク の見直しに関する公開草案」

特

1. はじめに	7
2. FASB 概念フレームワークとの関係	7
3. 概念フレームワークの役割	9
4. 純損益	11
5. 測定基礎の選択	13
6. 認 識	16
7. おわりに	18



左から川西安喜氏、鶯地隆継氏、小賀坂敦氏、関口智和氏

IASB 理事

^{おうち} たかつぐ **鶯地 隆継**

せきぐち ともかず ASBJ 常勤委員

ASBJ ディレクター かわにし やすのぶ 兼 FASB 国際研究員 川西 安喜

こがさかあつし 〔司会〕ASBJ副委員長 **小賀坂 敦**



座談会 「IASB の概念フレームワークの 見直しに関する公開草案」

はじめに

司 会 皆様、お忙しい中、お集まりいただ きありがとうございます。2015年5月に、国 際会計基準審議会(IASB)は、概念フレーム ワークの見直しに関する公開草案を公表してい ます。コメント期限は11月25日であり、企業 会計基準委員会 (ASBJ) をはじめ、日本の関 係者の意見が出揃ってきたところです。

本日の座談会では、IASBの鶯地理事をお招 きし、公開草案の主要な論点について懇談した いと思います。ASBJ からは、公開草案に対す る ASBJ のコメントのとりまとめを行ってい る関口常勤委員と川西ディレクターに参加いた だいています。川西ディレクターは、IASBの 概念フレームワークのチームにも参加していま すが、本日は、米国財務会計基準審議会 (FASB) の国際研究員の立場で参加いただき ます。

FASB 概念フレームワークとの 関係

司 会 IASBの概念フレームワークの公開 草案の内容の議論に入る前に、FASBの概念フ

レームワークとの関係について整理したいと思 います。川西さん、FASBの概念フレームワー クの動向についてご説明いただけますでしょう か。

川 西 FASB と IASB は 2004 年から 2010 年まで共同で概念フレームワーク・プロジェク トに取り組んでいましたが、その最中の2009 年に FASB 単独で、財務諸表の注記を改善す ることを目的にした開示フレームワーク・プロ ジェクトに取り組み始めています。このプロ ジェクトの審議の過程で、財務諸表の注記を改 善するに当たり、会計基準を開発する FASB にできることと、財務諸表の作成者である企業 にできることがあるという話になりました。 FASB にできることは概念フレームワークにお いて記述することが適切であるとの考えから、 この開示フレームワーク・プロジェクトの1つ の成果として、概念フレームワークを改訂する 予定になっています。

また、2012年より IASB は単独で概念フレー ムワークの改訂作業を進めていますが、FASB でも 2014 年に単独で概念フレームワークの改 訂作業を進めることを決定しました。優先順位 の高い項目として、まず、表示と測定を扱い、 次に負債と資本の区分を扱うことになっていま す。

測定は、財務諸表の構成要素の定義を満た し、かつ、認識規準を満たす項目について、そ の帳簿価額を決定することをいい、表示は、そ の項目を財務諸表においてどのように見せるの かをいいます。これらの領域は現行の概念フ レームワークでは少ししか触れられておらず、 改善の余地が大きいと考えられています。

司 会 鶯地さんにお聞きします。IASBと FASBは、概念フレームワームの総論に当たる 財務諸表の目的などについて、いったん共通化 を図りましたが、現状では、各々独自の開発を 行っています。この点について、コメントいた だけますでしょうか。

鶯 地 IASB は 2011 年にアジェンダ・コ ンサルテーションを行いました。アジェンダ・ コンサルテーションは、IASB が取り組むべき プロジェクトの優先順位や進め方について、市 場関係者から意見を求めるというものです。

このアジェンダ・コンサルテーションの結 果、市場関係者から概念フレームワークを改訂 することを最優先のプロジェクトにすべきであ るというご意見をいただきました。また、 FASB と共同でプロジェクトを行っていたとき には、財務諸表の構成要素、認識、測定という



IASB 理事 鶯地 隆継氏

ようにフェーズごとに分けて概念フレームワー クを改訂することにしていましたが、概念フ レームワークを一体として改訂すべきであると いうご意見をいただきました。さらに、FASB のような特定の会計基準設定主体と組まずに、 IASB 単独で取り組むべきであるというご意見 もいただきました。

アジェンダ・コンサルテーションでいただい たご意見を反映した結果が、現在の進め方に なっているといえると思います。なお、IASB では、主要なプロジェクトについては原則とし てアドバイザリー・グループからの助言を受け ることにしていますが、概念フレームワーク・ プロジェクトについては会計基準アドバイザ リー・フォーラム (ASAF) がアドバイザ リー・グループの機能を果たすことになってい ます。ASAFのメンバーは、FASBや ASBJ といった会計基準設定主体や、アジア・オセア ニア会計基準設定主体グループ (AOSSG) と いった会計基準設定主体の地域連合により構成 されています。FASBとだけ組むということは せずに、より多くの会計基準設定主体に関与し ていただいています。

司 会 ありがとうございます。関口さんか らも、コメントいただけますでしょうか。

関 口 ASBJ は、IASB による今回の概念 フレームワークの見直しプロジェクトが、今後 の基準開発に大きな影響を与える可能性がある ことを踏まえ、積極的な意見発信を行っていま す。具体的には、ASBJは、IASBから公表さ れた概念フレームワークの見直しに関するディ スカッション・ペーパーや公開草案に対するコ メント・レターの提出のほか、ASAF 会議を 中心とする国際会議を通じた意見発信、特定の 論点に焦点を当てたショート・ペーパーの公表 等を通じて、国際的な議論を喚起する取組みを 行っています。

また、ASBJ は、今回の見直しが IASB 単独



で行われていることを踏まえつつも、FASBに よる検討が IASB による作業にも大きな検討を 与える可能性があることを踏まえ、FASBとの 対話も積極的に行っています。この点、ASBJ は、FASB から公表された開示フレームワーク のディスカッション・ペーパーに対してコメン ト・レターを提出しているほか、半年に一度開 催している ASBJ と FASB の間の二者間の定 期協議においても、多くの時間を割いて概念フ レームワークのあり方に関する議論を行ってい ます。

概念フレームワークの役割

司 会 それでは、IASBの概念フレーム ワークの公開草案の内容の議論に移りたいと思 います。本日は、公開草案の中でも、日本の関 係者の関心が高い概念フレームワークの役割、 純捐益、測定基礎の選択、認識について議論を 行いたいと思います。

まず、概念フレームワークの役割に関する IASB の提案を、鶯地さんからご説明いただけ ますでしょうか。

鶯 地 公開草案では、概念フレームワーク の役割は大きく3つあるとしています。第1 に、IASB が首尾一貫した概念フレームワーク に基づき会計基準を開発する上で役立つことで す。第2に、特定の取引又は事象に適用する会 計基準が存在しないか、会計基準が会計方針の 選択を認めている場合に、財務諸表の作成者が 首尾一貫した会計方針を策定する上で役立つこ とです。第3に、すべての関係者が会計基準を 理解し、解釈する上で役立つことです。

1989 年に IASB の前身である国際会計基準 委員会(IASC)が公表し、IASBがその設立 時に引き継ぐこととした概念フレームワークで は、概念フレームワークの役割は7つあるとさ れていました。その中には、「IASB が将来の 会計基準の開発及び既存の会計基準の見直しを 行う上で役立つしというものだけでなく、「各 国会計基準設定主体が自国の会計基準を開発す る上で役立つ」というものも含まれていました。

概念フレームワークの見直しに当たり、 IASB は、このように概念フレームワークの役 割を数多く設けることは有用ではなく、役割を 絞った上でそれに特化した概念を開発すること が有用であるとの結論に至りました。そこで 2013年にIASB が公表したディスカッション・ ペーパーにおいては、概念フレームワークの役 割はもっぱら IASB が会計基準を開発する上で 役立つものであるとすることを提案しました。

しかし、このディスカッション・ペーパーに 対し、市場関係者から、概念フレームワーク は IASB だけではなく、国際財務報告基準 (IFRS) を使うすべての人にとって有用である とのご意見をいただき、公開草案にあるように 3つの役割を提案することになりました。

司 会 ありがとうございます。関口さん、 ASBJ のコメントをご説明いただけますでしょ うか。

関 □ ASBJは、IASBの公開草案に記述 されている概念フレームワークの3つの役割の うち、「IASB が首尾一貫した概念フレーム ワークに基づき会計基準を開発する上で役立つ こと」が特に重要と考えています。これは、 IASB による公開草案においても、概念フレー ムワークが将来の基準開発に当たって大きな影 響を与え得ることが説明されていることなどを 理由とするものです。また、ASBJは、3つの 役割のうち、何に焦点を当てるかによって、概 念フレームワークに記述すべき内容は異なる可 能性があると考えており、このため、「IASB が首尾一貫した概念フレームワークに基づき会 計基準を開発する上で役立つこと | が主要な目 的である旨を示すことが極めて重要と考えてい



ASBJ 常勤委員 関口 智和氏

ます。

司 会 ありがとうございます。川西さん、 FASBの概念フレームワークの役割について、 ご説明いただけますでしょうか。

川 西 FASBの概念フレームワークは、FASBが会計基準を開発する上で役立つためのものであるということが明確にされています。このことは、米国会計基準のヒエラルキーにおける概念フレームワークの位置付けから見て取ることができます。

米国会計基準の体系は、大きく、権威ある文献とそれ以外の文献に分けられます。権威ある文献は、規範性を持つものをいい、「米国会計基準に準拠している」と主張する場合に従わなければならない文献を指します。現在では、FASBによる会計基準のコード化体系(FASB-ASC)に含まれるものが、権威ある文献となります。

FASBの概念フレームワークは、権威ある文献ではないとされています。幅広く行われている実務や会計学のテキストと同じ分類になります。これは、概念フレームワークが第一義的に会計基準を開発するFASBのために書かれているからです。財務諸表の作成者の参考になる

ことがあっても、これに従わなければならないという性質のものではないと考えられています。

IASBの概念フレームワークは、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」において実質的に会計基準に組み込まれており、米国会計基準における先ほどの表現を使えば、権威ある文献に分類されます。概念フレームワークが権威ある文献かどうかという点は、FASBとIASBの大きな差異であると指摘されることがあります。

FASB-ASC が編纂される前の米国会計基準では、「概念フレームワークは権威ある文献以外の文献の中では相対的に重要性が高い」という記述がありました。この記述は FASB-ASCでは削除されていますが、その考え方は変わっていないといわれています。 FASB の概念フレームワークは権威ある文献以外の文献の中で重要性が高く、IASB の概念フレームワークは権威ある文献の中で重要性が低いということであれば、実際の差はそれほどないのかもしれません。実際、FASBと IASB は共同で概念フレームワーク・プロジェクトに取り組んでいたときにそのように結論付け、この位置付けを早急に変更する必要はないとの結論に至っています。

司会ありがとうございます。鶯地さんにお聞きします。ASBJは、概念フレームワークの役割は、IASBが首尾一貫した概念に基づいた基準を開発する際にIASBを支援することに特化すべきとの意見で、FASBの概念フレームワークも同様です。これらの点について、どのようにお考えでしょうか。

常 地 先ほど申し上げましたように、2013年にIASBが公表したディスカッション・ペーパーにおいては、概念フレームワークの役割はもっぱらIASBが会計基準を開発する上で役立つものであるとすることを提案しました。しかし、ディスカッション・ペーパーに対するコメ



ントでは役割を絞り込むことについては反対意 見が多く、今回の公開草案ではそれを修正して います。と言いますのも、先ほどの川西さんの ご説明にありましたが、IASB の概念フレーム ワークは、IAS 第8号において実質的に会計基 準に組み込まれております。IAS 第8号第10 項に取引の会計処理をするに当たって該当する 基準がない場合は、経営者は判断を用いなけれ ばならないとの記載があり、第11項において 判断に当たっては、概念フレームワークにおけ る資産、負債、収益、費用に関する定義や、認 識規準や測定概念を参照することが求められて います。原則ベースの IFRS では概念フレーム ワークはとても重要な役割を果たしています。 このため、解釈指針などの策定などにおいても 概念フレームワークがその根拠となります。今 回、仮に概念フレームワークの役割を IASB が 首尾一貫した概念に基づいた基準を開発する際 に IASB を支援することに特化するという記述 を採用した場合に、今申し上げたような、現在 の概念フレームワークが実際に果たしている役 割を否定することになりかねません。したが い、今回の公開草案ではそういう考えは採って いません。

純損益

司 会 次に、純損益の議論に移りたいと思 います。純損益については、本季刊誌の第47 号(2014年12月号)においても座談会を行っ ているため、簡単に確認していきたいと思いま す。

まず、鶯地さんから公開草案の内容につい て、ご説明いただけますでしょうか。

鶯 地 公開草案は、純損益を厳密に定義す ることは実行可能ではなく、適切でもないた め、これを行わないことを提案しています。一 方で、損益計算書において純損益を表示する目 的として2点、提案しています。1点目が、企 業が期間中にその経済的資源に対して生み出し たリターンを描写することです。2点目が、将 来キャッシュ・フローの見通しの評価及び企業 の資源に関する経営者のスチュワードシップ、 すなわち受託責任の評価に役立つ情報を提供す ることです。これらの目的から、純損益がその 期間の企業の財務業績に関する主要な情報源で あると説明することを提案しています。

この「純損益が財務業績に関する主要な情報 源である」との考え方に基づき、公開草案はさ らに2つの提案を行っています。

第1の提案は、すべての収益項目及び費用項 目を純損益に含めるという反証可能な仮定を置 くということです。つまり、反証できない限 り、収益項目又は費用項目をその他の包括利益 (OCI) に含めることはできないということで す。現在価額により測定される資産又は負債に 関する収益又は費用で、それを純損益から除外 することが純損益の目的適合性を高める場合 に、反証可能とすることを提案しています。

第2の提案は、一度、OCI に含めた項目に ついては、その後に純損益に組み替える(リサ イクリングする)という反証可能な仮定を置く ということです。つまり、反証できない限り、 すべての OCI 項目はリサイクリングするとい うことです。どの時点でリサイクリングを行え ば純損益の目的適合性を高めることになるのか を特定できない場合に、反証可能とすることを 提案しています。

司 会 ありがとうございます。関口さんか ら、ASBJ のコメントをご説明いただけますで しょうか。

関 口 ASBJ は、従来、純損益が主要な業 績指標として重要であり、このため、純損益に ついて定義付けを行うことが必要という旨を主 張してきました。IASB の公開草案に対するコ メントにおいても、こうした考え方は維持されており、純損益を構成要素として定義すべきという主張を行っています。

また、IASBから、純損益を定義することが 実行可能でないという説明がされていることを 踏まえ、ASBJは、IASBが公開草案で示して いる純損益を表示する損益計算書の目的に関す る記述を踏まえつつ、純損益を定義・説明する ことを提案しています。ただし、純損益段階で のクリーン・サープラス関係の維持が必要とい う見解については、従来から変えておらず、こ のため、リサイクリングは常に必要な手続での るとして、リサイクリングを行うことにの 反証を可能としている IASBによる第2の提案 に反対しています。また、IASBの第1の提案 についても、反対しておりますが、この点につ いては、測定の議論と大きく関連しますため、 後程、紹介させていただきたいと思います。

司 会 ありがとうございます。川西さん、 FASBでは純損益の議論はどのようになってい ますでしょうか。

川 西 FASBでは、一部の収益項目又は費 用項目をOCIに含めて認識し、その後に純損



ASBJ ディレクター兼 FASB 国際研究員 川西 安喜氏

益に組み替える(リサイクリング)することを要求又は容認している会計基準が存在していることに鑑み、これを概念フレームワークにおいてどのように扱うのかについて議論が行われました。その結果、リサイクリングを行うことを正当化する首尾一貫した考え方、すなわち、概念的な基礎が存在しないということになり、リサイクリングの考え方について、これを会計事を開発するに当たって用いる概念として、概念フレームワークに含めることは適切ではないとの結論に至りました。また、FASBがそのように考えていることを正直に概念フレームワークに記述することを決めています。

OCI 項目の認識やリサイクリングを会計基準において要求又は容認した場合、それは概念フレームワークに存在しない概念に基づくことになるため、概念フレームワークからの逸脱に当たる可能性があります。この点について、FASB は、正当な理由があり、それを十分に説明すれば、概念フレームワークから逸脱することは認められると考えています。

概念フレームワークは厳正なデュー・プロセスを経て開発されますので、改訂する際には、公開草案が公表されることになります。今後、リサイクリングの取扱いがこれでよいか、市場関係者が意見を述べる機会が与えられることになります。

なお、概念フレームワークが改訂されても、これと整合するように会計基準が自動的に改訂されるわけではありません。したがって、現行の米国会計基準における OCI 項目がただちに廃止されるということはないと考えられます。

司 会 ありがとうございます。鶯地さん、 ASBJ のコメント及び FASB の検討状況につ いて、コメントいただけますでしょうか。

鶯 地 まず、ASBJ からいただいたコメントについてですが、非常に分かりやすく理路整然としていると思います。いただいたコメント



は 2016 年から開始する IASB での議論の中心 的なトピックになり得るかと思います。した がって、この段階での私のコメントはあくまで も私個人としてのコメントであり、将来の IASB における議論をなんら拘束するものでは ないことを、念のため前置きしておきます。

2013 年に IASB が公表したディスカッショ ン・ペーパーに対するコメントでは、ASBJを はじめとする日本の関係者から純損益の定義の 必要性が強く主張され、また、この点は日本の みならず、他の法域の関係者からも強い要望が ありました。IASB はディスカッション・ペー パーから公開草案に至るまでの議論の中で、 ASBJ から提案のあった定義案も含めてさまざ まな角度から純損益の定義ができないか試みま した。というのも、OCI はあくまでも「その 他の包括損益」ですから、「その他」を求める ためには、まず純損益を定義して、その定義に 当てはまらないものの、包括損益の範疇に入る ものをOCIと呼ぶこととした方が、概念的な 財務諸表の構造が安定するはずです。しかしな がら、それは実行不可能であるというのが現在 の結論です。というのも純損益はやはり財務諸 表の作成の結果として出てくるものであり、は じめに純損益があって、その結果として財務諸 表のその他の構成要素が確定するわけではあり ません。OCIというのは、確かに名前は「そ の他」ではあるものの、はじめに純損益ありき で、その残余として出てくるものではなく、ど ちらかというと OCI というのは特別な場合に やむを得ず便宜として使用するものであるとい う立場を採っています。

したがって、公開草案では OCI の使用が制 限的な表現となり、その使用に当たっては反証 が必要という構造を提案しております。それ が、今回の公開草案の反証可能な推定というア プローチを使用することとなった議論の経緯で す。そして、今回の公開草案の最大のポイント は「純損益が財務業績に関する主要な情報源で ある」との考え方を明確にしたことで、純損益 の目的適合性が強く意識される内容になってい ます。

ところで、先ほど川西さんから紹介のあった FASB のアプローチですが、そのスタイルは異 なりますが、本質的な部分は IASB のアプロー チとかなり共通するところがあるかと思いま す。IASBの公開草案が、OCIの使用を制限的 なものとし、その使用に当たっては反証を必要 とするという構造は、FASBが、OCI項目の 認識やリサイクリングを会計基準において要求 又は容認した場合、概念フレームワークからの 逸脱に当たるものの、正当な理由があり、それ を十分に説明すれば、概念フレームワークから 逸脱することは認められるとしていることと、 共通する部分があると思います。

司 会 ありがとうございます。関口さん、 コメントありますでしょうか。

関 口 現時点における IASB の見解につい ては、鶯地理事からご発言いただいたとおりと 理解していますが、ASBJは、一般目的の財務 報告において純損益情報が極めて重要であると 考えています。このため、純損益の性質につい て、大まかな形であれ、概念フレームワークで 定義・説明することは非常に意義が大きいと考 えており、この点については、粘り強く、意見 発信を行っていくつもりです。

測定基礎の選択

司 会 次に、測定基礎の選択の議論に移り たいと思います。まず、鶯地さんから公開草案の 内容について、ご説明いただけますでしょうか。

鶯 地 公開草案は、測定基礎を大きく歴史 的原価と現在価額に分類することを提案してい ます。

歴史的原価は、それをもたらした取引又は事 象から導かれる情報を用いて提供される、その 資産、負債、収益及び費用の貨幣額による情報 であると提案しています。

現在価額は、測定日における状況を反映するように更新された情報を用いて適用される、その資産、負債、収益及び費用の貨幣額による情報であると提案しています。現在価額はさらに、市場参加者の観点を反映した公正価値と、企業固有の価値である使用価値(資産の場合)と履行価値(負債の場合)に分類することを提案しています。

測定基礎の選択に当たり、有用な財務情報の質的特性を考慮することを提案しています。すなわち、目的適合性と忠実な表現という基本的な質的特性を有しており、かつ、比較可能性、検証可能性、適時性、及び理解可能性という補強的な質的特性を可能な限り有していなければならないということになります。また、その情報を提供するための便益がそのコストを上回らなければならないということになります。

目的適合性に関連して、公開草案は、測定基礎を選択することにより、財政状態計算書と財務業績計算書のそれぞれにどのような情報がもたらされるのかを考慮することが重要であると述べることを提案しています。

また、目的適合性のある情報を提供するため、資産又は負債の将来のキャッシュ・フローへの寄与の方法と、資産又は負債の特性を考慮することが重要であると述べています。特に前者については、企業による事業活動の性質にも依存するとしています。

司 会 ありがとうございます。関口さんから、ASBJのコメントをご説明いただけますでしょうか。

関 ロ ASBJは、概念フレームワークに記述される測定基礎の選択に関する記述は、純損益情報の有用性を高める観点から、極めて重要

と考えています。

先ほど、鶯地理事からご説明いただいたとお り、IASBの公開草案では、目的適合性に関連 して、測定基礎の選択に当たって、財政状態計 算書と財務業績計算書のそれぞれにどのような 情報がもたらされるのかを考慮することが重要 であるという旨が記述されています。また、 IASB の公開草案では、財政状態計算書におい て現在価額による測定基礎を用いつつ、財務業 績計算書において別の測定基礎を用いることに よって、より目的適合的な財務情報が提供され る可能性があることが記述されています。 ASBJは、当該記述を高く評価していますが、 一方、IASB の公開草案では、どのような状況 で財政状態計算書に目的適合的な測定基礎と財 務業績計算書に目的適合的な測定基礎が異なる かについて記述されていません。

この点、ASBJは、目的適合的な測定基礎の 選択に当たっては、資産及び負債の特徴は目的 適合的な測定基礎を選択する上で直接的な考慮 要因でなく、資産及び負債がどのように将来 キャッシュ・フローに寄与するかを考慮するこ とが重要とするとともに、財務業績の測定に有 用な測定基礎を選択するためには、企業による 事業活動のあり方を踏まえることが重要として います。また、ASBJは、投資の成果が不可逆 になった時点で純損益が認識されるべきと主張 しており、どのような状況で不可逆になるかに 関する判断は、事業活動のあり方によって異な ると主張しています。このため、純損益に関す る議論の中で、鶯地理事よりご説明いただきま した IASB の第1の提案については、OCI は、 財務業績の報告に目的適合的な測定基礎と財政 状態の報告に目的適合的な測定基礎が異なる結 果表示されるものであるという考えから、「す べての収益及び費用項目を純損益に含めるとい う反証可能な過程を置くしということは十分な 根拠がなく、適切でないとして反対しています。





〔司会〕ASBJ 副委員長 小賀坂 敦氏

司 会 ありがとうございます。鶯地さん、 ASBJ の意見について、コメントいただけます でしょうか。

鶯 地 IASB の公開草案では、どのような 状況で財政状態計算書に目的適合的な測定基礎 と財務業績計算書に目的適合的な測定基礎が異 なるかについて記述されていないという ASBJ のご指摘はまさにそのとおりで、IASB は今回 の公開草案ではその中味までは踏み込めず、あ くまでも、財務諸表利用者に有用な情報が提供 されるように測定基礎を選択すると述べるにと どめ、目的適合性や忠実な表現など、財務諸表 の質的特性に照らしての検討を展開していま す。その上で、複数の目的適合性のある測定基 礎があり得るということを述べています。た だ、ご指摘のとおり、どのような状況で財政状 熊計算書に目的適合的な測定基礎と財務業績計 算書に目的適合的な測定基礎が異なるかについ ては、指針となり得るような解を提供していま せん。

ただし、その大前提としては、ほとんどの場 合においては財政状態計算書に目的適合的な測 定基礎と財務業績計算書に目的適合的な測定基 礎は同じであり、単一の測定基礎を用いること ができるということであり、仮に異なる測定基 礎が有用であったとしても、ほとんどの場合そ れは注記で足り得るということを述べていま す。すなわち、財政状態計算書と財務業績計算 書に異なる測定基礎を用いざるを得ないという のは例外的なこと(公開草案では、「場合に よってはしという表現を用いている)であり、 その例外的な測定基礎を用いざるを得ない事情 は、取引の内容によって異なるとして、一般論 としてのガイドラインを示すことを避けていま す。

なお、この2つの異なる測定基礎の問題はす なわち純損益と OCI の問題そのものであり、 どのような状況で財政状態計算書に目的適合的 な測定基礎と財務業績計算書に目的適合的な測 定基礎が異なるかということに解を出せれば、 すなわち、それが純損益の定義に繋がるわけで す。この点について ASBJ がそのコメント・ レターの中においてチャレンジしておられるこ とは注目に値します。十分に説得力のある提案 として今後の IASB での議論の中心になってい くことを期待しています。

司 会 ありがとうございます。川西さん、 FASB における測定基礎の選択の議論はどのよ うになっていますでしょうか。

川 西 FASBの測定基礎の選択に関する議 論は、まだ始まったばかりです。帳簿価額とそ の変動の算定方法について、5つの大きな区分 (「企業が『経験した』価格」、「企業により観察 されたか見積られた現在の価格」、「企業固有の 見積られた価値」、「割引前の将来キャッシュ・ フローの見積値」、「その他の帳簿価額の修正」) を設けた上で、17種類の測定基礎の候補を挙 げるところから始め、その中から概念フレーム ワークに含めるべきものを選別しているところ です。

例えば、有形固定資産の取得時には「企業が 『経験した』価格」区分の「関連する金額を加 減算した入口価格」により当初測定し、その後 の減価償却は「その他の帳簿価額の修正」区分 の「規則的な配分」により事後測定するという ように、同じ資産又は負債について異なる測定 基礎を使うことも想定されています。

また、公正価値は挙げられた 17 種類の測定 基礎に明示的に入っていませんが、「企業によ り観察されたか見積られた現在の価格」区分の 出口価格として「特定の項目の売り手の価格」 というものがあり、公正価値はこれに対応して います。

これまでの検討の結果、3種類の測定基礎は概念フレームワークにおいて採用しないこととされました。今後、さらに絞り込まれる可能性があります。

認識

司 会 最後に、認識の議論に移りたいと思います。まず、鶯地さんから蓋然性の議論を中心に公開草案の内容について、ご説明いただけますでしょうか。

鶯 地 まず、公開草案は、資産と負債の定義から経済的便益の流入又は流出が「見込まれる」という用語を削除することを提案しています。蓋然性は財務諸表の構成要素の定義の段階では考慮しないことを明確にするためです。

次に、現行の概念フレームワークの認識規準には蓋然性規準と測定の信頼性規準がありますが、公開草案は、これらを共に削除し、有用な財務情報の質的特性に関連付けることを提案しています。すなわち、認識することにより、目的適合性があり、忠実な表現となる情報がもたらされ、その情報を提供する便益がコストを上回る場合に、その項目を認識することを提案しています。

公開草案は、目的適合性がある情報を提供し

ない可能性がある状況として、3つの場合を挙 げていますが、その中に「資産又は負債が存在 するものの、経済的便益が流入又は流出する確 率が非常に低い場合」というものがあります。 ここでは蓋然性が考慮されていると言えるかも しれません。

蓋然性規準を削除することを提案している理由の1つに、蓋然性が低いにもかかわらず資産又は負債の認識が要求されている会計基準があることと整合しないことが挙げられています。例えば、金融商品に関する会計基準では、蓋然性が低い場合であっても資産又は負債を認識することを要求しています。よく用いられる例として、ディープ・アウト・オブ・ザ・マネーの買建オプションは、蓋然性規準を適用すれば、蓋然性が低いために認識しないとの結論になりますが、金融商品に関する会計基準では、蓋然性規準を適用しないため、認識することになります。

司会ありがとうございます。ASBJでは、本件について、ショート・ペーパーを公表していますが、その内容について、ご説明いただけますでしょうか。

関ロ ASBJは、これまで、IASBより公表された概念フレームワークに関するディスカッション・ペーパーに対するコメントを含め、「概念フレームワークにおいて、蓋然性規準に関する記述を維持することが必要」という主張を行ってきましたが、現行の会計基準においても、すべての会計基準で蓋然性規準が記述されているわけでなく、すべての状況で必要とも考えておりません。この点、IASBや他の会計基準設定主体との議論においても、概念フレームワークにおいて蓋然性規準に関する記述を維持することは有用と考えられる一方、どのような場合に蓋然性規準が必要かについて明確化することは困難であり、IASBによる公開草



案における記述はやむを得ないといったコメン トも示されてきました。

このため、ASBJ は、2015年11月にショー ト・ペーパー第2号「概念フレームワークにお ける認識規準」を公表し、概念フレームワーク において明示的に蓋然性規準を記述することの 必要性、どのような場合に蓋然性規準が必要か に関する見解を表明しています。詳細について は、本文をご覧いただきたいと存じますが、 「取引 | 以外の事象 (「その他の事象 |) から生 じる権利及び義務について財務諸表に認識すべ きか否かを検討するに当たって、蓋然性規準が 必要ではないかという見解を記載しています。 ASBJ は、2015 年 12 月の ASAF 会議におい て、当該文書を提示することを予定しており、 こうした取組みを通じて、今後、蓋然性規準の 必要性に関する国際的な議論が喚起されること を期待しています。

司 会 ありがとうございます。鶯地さん、 ASBJの意見についてコメントいただけますで しょうか。

鶯 地 ASBJ が公表したショート・ペー パーについては熟読させていただきました。

蓋然性の問題は古くから指摘を受けていた問 題で、先ほど挙げた買建オプションなどが典型 的なものです。少なくとも資産や負債の定義の 中に蓋然性が要件として入っていると、こう いったものは資産ではないということになりま すので、金融商品会計基準などとは明らかに矛 盾することになります。このため、少なくとも 定義から外すべきだというところまでは議論は 早かったのですが、難しい議論となったのは認 識の段階です。認識の段階で蓋然性規準を組み 入れると、結局、同じ結果になってしまいま す。したがい、IASB は認識の段階でも蓋然性 規準を明確に組み入れることはしませんでし た。一方で、すべての会計処理において蓋然性 を全く無視できるのかというと、そうは考えて

いません。したがい、蓋然性規準を完全に抹消 しているのかどうかについては少しあいまいな 点があります。

この点について、ASBJのショート・ペー パーでは、「取引」から生じる権利・義務と 「他の事象」から生じる権利・義務とを区別し、 「取引」から生じる権利・義務については、蓋 然性規準は不要とし、「他の事象」から生じる 権利・義務については蓋然性が必要と明確に整 理してはどうかと提案しています。その理由は 「取引」から生じる権利・義務にはすでに取引 価格の中に蓋然性が反映されており、蓋然性が ないからといって「取引」そのものの存在を否 定することはできないからです。この考えに従 えば、先の例のオプションなどは「取引」から 生じた権利・義務となり、蓋然性がなくても認 識が必要になります。一方で、訴訟や自然災害 などは「他の事象」から生じた権利・義務とな り、蓋然性を考慮して認識するかどうかを決定 します。このような議論は全く新しいもので、 もしかすると今まで誰も明確にできていなかっ た蓋然性を使用するべき状況についての新しい コンセプトになり得るものかと思います。

ただ、そもそも「取引」となり得る条件は何 かとか、「取引」があっても取引段階で対価ゼ 口のものはどう見るのか、あるいは逆に明示的 な「取引」がなくても、対価ゼロの取引が非明 示的に組み込まれている場合はどう考えるのか など、検討すべき課題はたくさんあるかと思い ます。例えば、ショート・ペーパーの中にもあ りましたが、「企業がそれを第三者に移転する ことを通じて当該権利義務からのキャッシュ・ フローを生成することができるかどうか」と いった判断規準が必要になるかもしれません。 いずれにせよ、論旨は比較的明快で、12月の ASAF での議論が今から楽しみです。

7 おわりに

司 会 IASBの概念フレームワークの見直 しの議論は、公開草案を経て、今後、いよいよ 佳境に入っていくと思います。本日は、我が国 の関係者の関心の高い事項について議論を行い ましたが、FASBの動向も踏まえて議論がで き、今後に向けて、大変有意義な議論ができた ように思います。

(この座談会は、平成 27 年 11 月 6 日に行われました。)